



核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会細則

2018 年 3 月 27 日 平成 29 年度第 2 回核不拡散等連絡会全体会議承認

(目的)

第 1 条 本細則は「核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会規約」(1003-05) (以下、「連絡会規約」という) 第 1 条、第 3 条および第 12 条に基づき、連絡会全体会議、運営小委員会について定めることを目的とする。

(連絡会全体会議)

第 2 条 連絡会全体会議は次の各号にしたがって実施するものとする。

- (1) 連絡会全体会議を、年 2 回、日本原子力学会「春の年会」および「秋の大会」時に開催する。
- (2) 連絡会全体会議では、連絡会の事業、予算、決算、運営に関する重要事項について審議する。
- (3) 連絡会全体会議における審議案件の多数決をおこなう際は、出席者総数の 3 分の 2 以上の賛意の確認を持って成立するとする。

(運営小委員会の構成)

第 3 条 運営小委員会を、次の各号に掲げる運営委員によって構成する。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 委員長 | 1 名 |
| (2) 副委員長 | 1 名 |
| (3) 他学協会交流担当運営委員 | 1～2 名 |
| (4) 大学交流担当運営委員 | 2～3 名 |
| (5) 産業界交流担当運営委員 | 3～4 名 |
| (6) 会計等庶務幹事 | 1～2 名 |
| (7) その他委員長が必要と認めた者 | 若干名 |

(運営小委員会)

第 4 条 運営小委員会は、次の各号にしたがって実施するものとする。

- (1) 連絡会の運営における重要な案件については、連絡会全体会議に諮る前に、事前に運営小委員会の了承を得ることが必要である。
- (2) 運営小委員会の成立要件については、委員長または副委員長の最低どちらか 1 名、かつ、総運営委員（委員長・副委員長を含む）の 2 分の 1 以上の出席を以って成立するとする。ただし、委任状による採決の委任も可能とする。
- (3) 運営小委員会の開催頻度については、原則として連絡会全体会議前の年 2 回とし、実施時期は第 3 条で規定した年 2 回の連絡会全体会議の間の時期（例えば、4 月および 10 月）と

する。

- (4) ただし、委員長の判断によって、上記運営小委員会を電子メール審議等でおこなうことも可能とする。

(運営委員の任期)

第5条 運営委員の任期については原則として2年とする。ただし、2年経過時に再任に対する本人の了解が得られた場合は、再任の可否を直近の連絡会全体会議に諮ることにより、再任されることを妨げない。以下、後年度についても同様とする。また、任期の途中での交替は、後任者が前任者の残りの任期を引き継ぐこととする。

(運営委員の改選)

第6条 運営委員の改選等については、第3条の3号～6号に掲げた各分野の担当運営委員ごとに、全ての運営委員が同時に改選されるのではなく、半分程度ごとの改選をおこなう等、円滑な継承に留意する。

(運営委員の職務)

第7条 運営委員は、次の各号に掲げる職務を担うものとする。

- (1) 運営小委員会は、連絡会の運営の中心となり、運営に関する事項を分担する。
- (2) 委員長は、連絡会を代表し、運営小委員会の業務を総括する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは委員長の職務を代行する。
- (4) 運営委員は、各分野との交流及び庶務の職務を分掌する。
- (5) 会計等庶務幹事は、連絡会運営の庶務を担当し、部会等運営委員会等の窓口となる。
- (6) 運営小委員会では、連絡会のホームページの維持管理に努め、連絡会員相互の情報共有の推進を図る。

(改定)

第8条 本細則の改定は、核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会運営小委員会が起案し、核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会全体会議の承認を得たのち、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成24年3月21日 第8回核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会全体会議制定、平成24年4月1日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成22年11月30日 「核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会内規」として第8回核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会全体会議制定
 - ② 平成24年3月21日 学会管理の内規に変更 第8回核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会全体会議制定

- ③ 2018 年 3 月 27 日 「核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会細則」に変更 2018 年度第 2 回核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会全体会議承認, 2018 年 4 月 18 日 部会等運営委員会メール報告, 2018 年 5 月 29 日 第 8 回理事会報告

附則

- 1 2018 年 3 月 27 日承認の細則は, 核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会全体会議承認の日から施行する。